

## 岩手県保健医療計画（2024-2029）へ「積極的役割を担う医療機関」 を位置付けることについて

### 1 計画への位置付けについて

第8次医療計画の見直しに当たり、在宅医療の体制については、今後見込まれる在宅医療の需要の増加に向け、地域の実情に応じた在宅医療の体制整備を進めるため、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」を医療計画に位置付けることとされました。

### 2 位置付けに当たっての基準について

「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」は、在宅医療に求められる4つの医療機能（退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り）を明確にして設定し、この医療機能の整備に向け、以下の目標及び拠点に求められる事項について取り組むこととされています。

整備に当たっては、在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院等の地域において在宅医療を担っている医療機関の中から位置付けることを想定しています。

なお、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」については、圏域内に少なくとも1つは設定することとなっているため、圏域内の市町村単位ごとに位置付けることまでは求められていませんが、在宅医療の提供体制の構築を図るため、より多くの市町村単位で設置されることが望ましいとされています。

また、1つの医療機関で目標及び求められる事項を全て行う必要はなく、目標等の一部を担っている医療機関を位置付ける方法や、複数の医療機関で役割分担するなど、地域の実情に応じた方法により選定することとされています。

#### (1) 目標

- ① 在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行うこと。
- ② 多職種が連携し、包括的、継続的な在宅医療を提供するための支援を行うこと。
- ③ 災害時及び災害に備えた体制構築への対応を行うこと。
- ④ 患者の家族等への支援を行うこと。

#### (2) 在宅医療において積極的役割を担う医療機関に求められる事項

- ① 医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと。
- ② 在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること。
- ③ 臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること。
- ④ 災害時等にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む。）を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと。
- ⑤ 地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族等の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること。
- ⑥ 入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受入れを行うこと。

### 3 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」の選定に向けた調整結果について

当圏域としては国の方針等を踏まえ、管内各医師会等と調整の上、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」を選定し、令和5年11月から12月までの間に、管内各医療機関に選定（保健医療計画への位置付け）に係る説明を行ってきたところです。

その結果、選定した各医療機関から「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」を保健医療計画に位置付けることについて了承をいただいたことから、以下のとおり拠点を選定し、保健医療計画に位置付けようとするものです。

#### 【岩手県保健医療計画掲載（案）】

圏域	在宅医療において積極的役割を担う医療機関	取組事項					
		①	②	③	④	⑤	⑥
岩手中部	岩手県立東和病院	○		○			○
	公益財団法人 総合花巻病院	○	○	○		○	○
	北上済生会病院		○			○	○
	日高見中央クリニック		○	○	○	○	
	ホームケアクリニックえん	○	○	○		○	
	医療法人十全堂 茂木内科医院		○	○		○	
	菊池俊彦内科クリニック	○	○			○	
	西和賀さわうち病院	○	○	○	○	○	○
	さわうち協立診療所	○	○			○	
	赤坂医院	○	○			○	